

地域生活支援拠点「はっぼう」・八峰町障害者基幹相談支援センター

■ 基幹相談支援センター

障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな困りごと、心配ごとなどの相談に応じて支援するところです。

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談員等が常勤しております。相談は、来所・訪問・電話・FAX・Eメールで対応いたします。

(交通手段についても相談いたします。)

■ 問合せ先

八峰町峰浜石川字石川383-1 (旧石川子ども園)

☎74-8444 FAX74-8445

メール niji-happou@aioros.ocn.ne.jp



定住促進空き家活用住宅(小入川)への入居者を募集します

【募集住宅】

住 所：空き家活用住宅(八6号) 八森字小入川家の上113

間取り：木造2階建て1戸(平成30年リフォーム、5LDK)

1階 リビング、台所、洋室1、和室2、浴室、トイレ、2階 和室2

家 賃：35,000円

入居可能日：令和7年4月中旬(予定)～令和10年9月30日



外観



居間



キッチン

【応募要件】

1. 税・使用料等を滞納していない方
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
3. 八峰町の移住施策に賛同し、写真撮影や動画配信、マスコミ取材等に、積極的にご協力いただける方
4. 自治会に加入して、地域活動に積極的に参加していただける方
5. (町外在住の場合) 今後、八峰町に移住する予定の方で、令和7年5月31日までの間に当町に住民登録する方。
6. (県外在住の場合)「秋田県移住定住登録」に登録いただける方

【選考方法】

応募者多数の場合、子育て世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯または高校生までの子どもを扶養している世帯)を優先します。それでも競合する場合は抽選となります。

【応募方法】

「定住促進空き家活用住宅利用申込書」に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

申込者および同居者の住民票の写し、申込者及び同居者の収入を証明する書類(所得証明書等)、申込者及び同居者の納税を証明する書類(納税証明書等)、申込みに係る誓約書

【応募期間】

令和7年2月25日(火)～令和7年3月11日(火) 必着

※内覧希望の方は担当までご連絡ください。

■ 問合せ・申込先 企画政策課

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地

☎0185-76-4603 (受付時間 平日 午前9時～午後5時) FAX 0185-76-2113

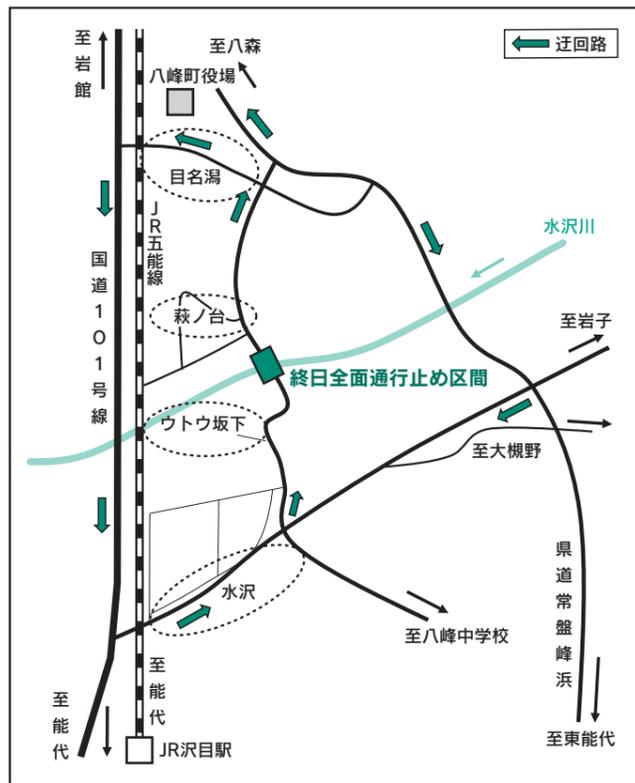
Eメール：kikaku@town.happou.akita.jp

橋梁破損による 通行止めのお知らせとお願い

この度、町道目名瀧大沢線に架かる水沢橋について、橋梁点検の結果、重大な破損が発見されました。つきましては、令和8年3月頃までの間終日全面通行止めといたします。地域住民の皆様には大変御迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

■ 問合せ先

建設課建設係 ☎76-4610



町内の移動に! 八峰町デマンド型乗合有償運送

ご自身の都合に合わせた時間に利用できます。町内の買い物や通院などに、幅広く利用されています。自宅まで迎えに来ます。

【運賃】400円(マイナンバーカード提示で100円割引)

【運行日時】月曜日～金曜日 8:30～17:00

【予約・お問合せ】☎090-5000-2372

介護タクシー「ニコニコケアタクシー」と「けあさぽ〜と」は

◀左記の八峰町デマンド型乗合有償運送事業を請け負っています。免許のある方、健康な方、沢山の方にご利用いただいております。お気軽にご利用ください。

